

普代村公共施設等総合管理計画



平成29年3月

普代村

目次

はじめに	1
1. 目的	1
2. 普代村の概要	1
第1章 公共施設等の現状	3
1. 計画の対象範囲	3
(1) 対象範囲	3
(2) 施設の単位	3
(3) 作成にあたっての情報収集方法	3
(4) 対象施設	4
2. 公共施設等の現状	5
(1) 用途別公共施設の保有状況	5
(2) 一人当たりの公共施設の延床面積	7
3. 建築年別公共施設等の現状	10
(1) 建築年別分布	10
(2) 経過年数の状況	11
(3) 耐震改修の現況	14
4. インフラ資産の状況	15
第2章 人口等の現況と将来の見通し	17
1. 人口の推移と今後の見通し	17
(1) 人口の推移	17
(2) 将来人口の推計	17
2. 歳入歳出の推移と財源の見込み	18
(1) 歳入の状況	18
(2) 歳出の状況	19
(3) 財政指標の状況	20
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	23
1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	23
(1) 公共施設の更新の考え方	23
(2) インフラ資産の更新の考え方	24
(3) 公共施設等（公共施設、インフラ資産）の投資的経費と中長期的な経費の見込み	25
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	29
1. 施設の将来利用における基本的な方向	29
(1) 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	29
(2) 計画期間	29
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
(1) 供給・品質・財務に関する基本方針（3つの視点）	30
(2) 施設用途ごとの基本方針	31

3. 施設の将来利用における基本的な方向	3 5
(1) 点検・診断等の実施方針	3 5
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	3 6
(3) 安全確保の実施方針	3 6
(4) 耐震化の実施方針	3 6
(5) 長寿命化の実施方針	3 6
(6) 統合や廃止の推進方針	3 7
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	3 7
(8) 取組み体制	3 7
(9) フォローアップの実施方針	3 8

はじめに

1. 目的

本村が保有する公共施設等では、過去に建設された公共施設等が更新時期を一斉に迎えるにあたり、施設の維持管理や老朽化対策が大きな課題となっています。また人口減少や少子高齢化の進行等により利用ニーズに変化も生じています。

厳しい財政状況の中、本村の保有する公共施設等へ計画的な更新・統廃合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適配置を実現することが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、普代村では、総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等の総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務大臣通知）に則り、公共施設等総合管理計画の策定を目的とします。

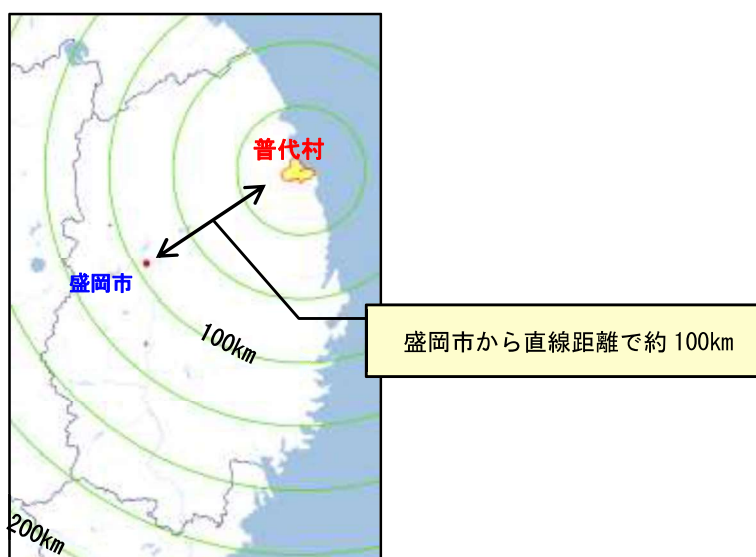
2. 普代村の概要

本村の広さは、69.66k m²、位置は岩手県沿岸北部に位置し、下閉伊郡の最北端にあり、東方一帯は太平洋に面し、南は田野畑村、北は九戸郡野田村、西は岩泉町に接しています。

太平洋に臨む沿岸地区は、標高約150mの海岸段丘が連なり、わが国随一の景観、三陸復興国立公園の黒崎・北山崎控え、この公園を代表する豪壮雄大な断崖絶壁が連続し、絶景の一語に尽きる男性的な自然美をなしています。

本村の産業は、第一次産業の漁業・水産養殖業が大部分を占めていますが、昭和47年10月の国道45号全線開通、昭和59年4月の三陸鉄道北リアス線の開通とともに総合的な開発を進めています。また、山間地を利用した自然休養村整備事業、農地開発事業、海のだいがを満喫できる施設の整備など、観光産業にも力を注いでいます。

村名	面積
普代村	69.66k m ²



普代村位置図

はじめに



【国民宿舎くろさき荘】

第1章 公共施設等の現状

1. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象施設は、本村が保有・管理する公共施設等として下記のとおり分類します。

ア) 公共施設（建築系公共施設）

イ) インフラ資産（道路、橋りょう、上水道管路、下水道管路、漁港）

(2) 施設の単位

公共施設は、一つの施設に複数の棟を含む場合もあるため、棟別に区分が異なる場合があります。そこで、本計画における施設の調査や情報の集計では、施設ごとに棟情報を整理することとします。（例えば、普代小学校における棟情報としての「校舎」、「体育館」。）

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『普代村建物財産一覧』に加え、各課へのヒアリング調査の回答結果に基づき、情報の収集整理を行っています。

本計画で利用する公共施設データについて

※公共施設データの整備時点は、平成28年3月末日時点です。

※公共施設の用途別や年度別に集計された延床面積等の小計は、小数点以下が丸められているため、それぞれを合計した数値と全合計欄の合計値が合わない場合があります。

第1章 公共施設の現状

(4) 対象施設

本村における対象施設（公共施設）を以下に示します。

表 1.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	普代村役場 普代分署庁舎 消防会館、太田名部地区消防センター、黒崎地区コミュニティ消防センター、白井地区コミュニティ消防センター 芦渡消防屯所、茂市消防屯所 第1分団2部ポンプ置場、第2分団1部ポンプ車置場
2 村民文化系施設	芦渡地区多目的集会施設、落合地区多目的集会施設 力持コミュニティセンター
3 社会教育系施設	旧庁舎、旧第2庁舎
4 スポーツ・レクリエーション施設	普代村B&G海洋センター、多目的グラウンド管理棟、普代村社会体育館、北緯40度運動公園野球場 緑の村施設、観光センター、黒崎休憩ハウス、自然休養村管理センター、国民宿舎くろさき荘、海の家まついそ、マジックハウス
5 保健・福祉施設	普代村保健センター、在宅介護支援センター、普代デイサービスセンター、くろさき小規模多機能ホーム
6 学校教育系施設	普代小学校、普代中学校 学校給食センター
7 子育て支援施設	はまゆりこども園
8 産業系施設	堆肥製造施設、普代村農機具格納庫、向野場農機具格納庫、農業用資材保管施設和野山、農地開発事務所黒崎、農地開発事務所向野場、農地開発事務所和野山、農林漁業経営管理所、鳥居牧場、萩牛地区地域特産品生産施設、堀内地区漁村センター、堀内机地区構造改善センター、白井地区漁業研修施設、茂市レストハウス、農林水産物直売所(鳥居)、農林水産物直売所(柏木平)、諸設備工作物(駅前公園)、太田名部地区共同利用施設、普代地区共同利用施設、白井地区共同利用施設、黒崎地区共同利用施設、黒崎(ネダリ浜)地区共同利用施設 沢向地区コミュニティセンター、郷土文化伝習保存施設、黒崎農村広場施設、普代村高齢者活動施設、自然体験学習施設
9 公営住宅	芦渡住宅、南浜住宅、堀内住宅
10 医療施設	歯科診療所、医科診療所
11 インフラ施設	漁業集落排水処理施設 簡易水道・飲料水供給施設
12 その他	黒崎園地公衆トイレ、緑の村施設トイレ 力持小学校教職員住宅、英語指導助手住宅、学校教職員住宅、旭日区地区教職員住宅、黒崎小学校教職員住宅、鳥茂渡小学校教職員住宅、普代小学校教職員住宅、堀内小学校教職員住宅、旭日区地区旧東北電力事務所住宅、旭日区地区住宅、国保診療所医師住宅、歯科医師住宅、上区地区住宅、 旧鳥茂渡小学校、旧芦渡へき地保育所、旧黒崎小学校、旧堀内小学校、旭日区地区旧東北電力(車庫)、旧堀内児童館、クロネコヤマト事務所兼倉庫

2. 公共施設等の現状

(1) 用途別公共施設の保有状況

本村の公共施設の総棟数は 201 棟（97 施設）であり、延床面積の合計は約 44,414 m² となっています。延床面積の内訳は、その他を除き、スポーツ・レクリエーション施設が 26.2%、次いで学校教育系施設が 16.6%、産業系施設が 13.0%の順となっています。

表 1.2.1 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	施設数	棟数	延床面積 (m ²)	延床面積 構成比
1 行政施設	10	12	4,930	11.1%
2 村民文化系施設	3	3	272	0.6%
3 社会教育系施設	2	6	1,265	2.8%
4 スポーツ・レクリエーション施設	11	25	11,626	26.2%
5 保健・福祉施設	4	4	1,273	2.9%
6 学校教育系施設	3	9	7,395	16.6%
7 子育て支援施設	1	1	804	1.8%
8 産業系施設	27	34	5,757	13.0%
9 公営住宅	3	34	1,956	4.4%
10 医療施設	2	2	1,064	2.4%
11 インフラ施設	8	8	511	1.1%
12 その他	23	63	7,561	17.0%
総計	97	201	44,414	100.0%

※平成 28 年 3 月時点

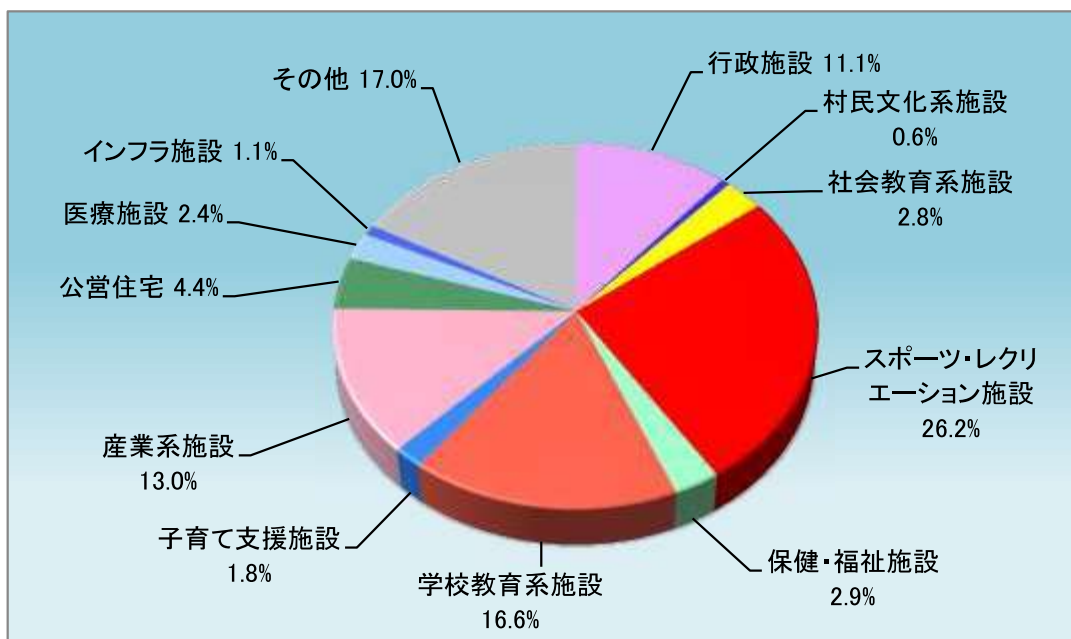


図 1.2.1 公共施設の延床面積割合

第1章 公共施設の現状

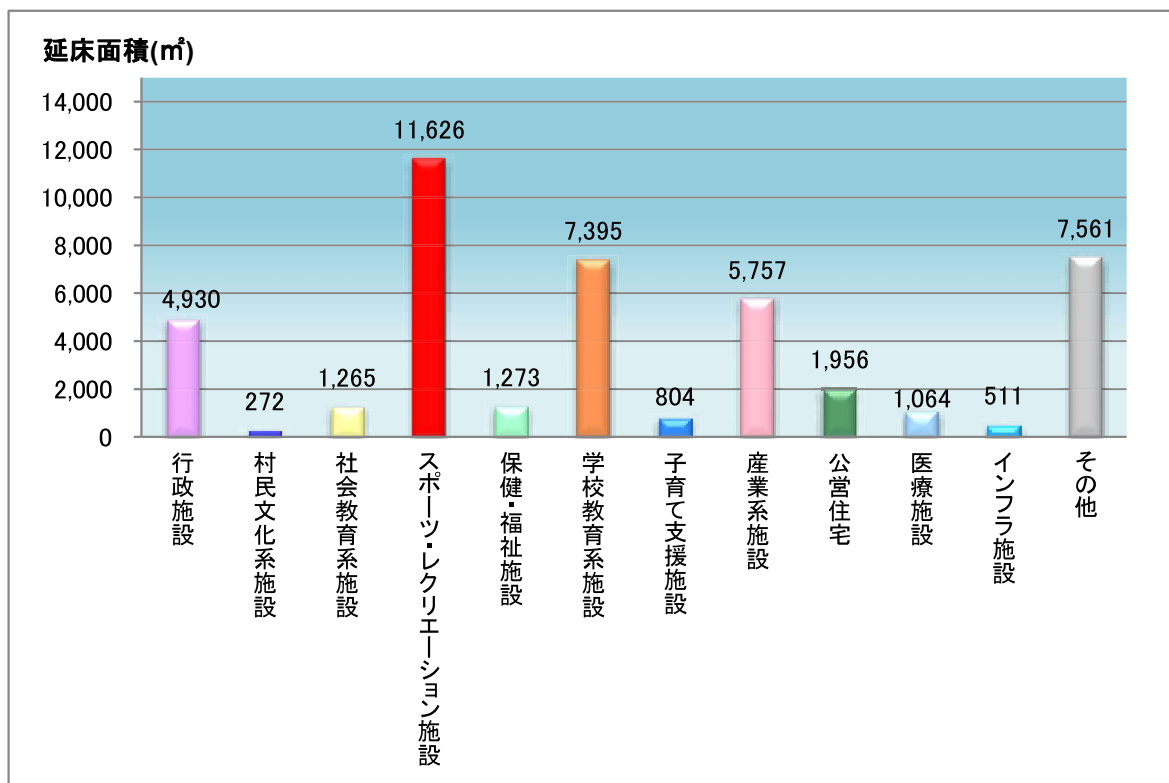


図 1.2.2 用途別公共施設の延床面積

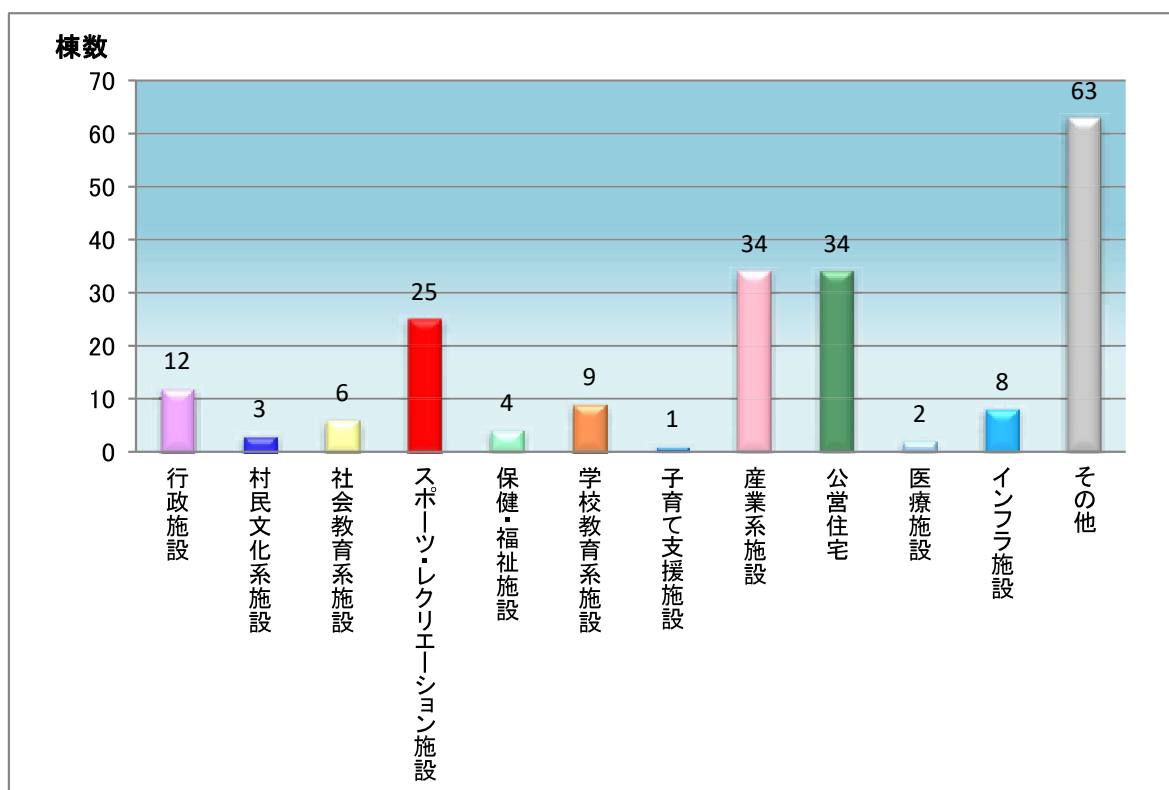


図 1.2.3 用途別公共施設の棟数

(2) 一人あたりの公共施設の延床面積

本村の人口（国勢調査の結果による平成27年10月1日現在2,795人）一人あたりの公共施設の延床面積は、15.9㎡/人となっています。

また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均3.22㎡/人に比べて約4.9倍となっています。

表1.2.2 用途別の一人当たりの延床面積
(平成27年10月1日現在人口：2,795人)

施設の用途	延床面積(㎡)	床面積(㎡/人)
1 行政施設	4,930	1.8
2 村民文化系施設	272	0.1
3 社会教育系施設	1,265	0.5
4 スポーツ・レクリエーション施設	11,626	4.2
5 保健・福祉施設	1,273	0.5
6 学校教育系施設	7,395	2.6
7 子育て支援施設	804	0.3
8 産業系施設	5,757	2.1
9 公営住宅	1,956	0.7
10 医療施設	1,064	0.4
11 インフラ施設	511	0.2
12 その他	7,561	2.7
総計	44,414	15.9

第1章 公共施設の現状

表 1.2.3 類似団体別の一人当たりの延床面積

主な類似団体		延床面積 (㎡)	平成 27 年 人口(人)	一人当たり床面積 (㎡/人)
岩手県普代村		44,414 ^{※1}	2,795	15.9
岩手県	田野畑村	45,775	3,461	13.2
青森県	蓬田村	27,953	2,896	9.7
	西目屋村	31,359	1,415	22.2
	横浜町	50,970	4,535	11.2
	佐井村	37,918	2,152	17.7
	新郷村	32,440	2,510	12.9
宮城県	七ヶ宿町	30,981	1,458	21.2
秋田県	大潟村	50,269	3,108	16.2
山形県	大蔵村	37,771	3,413	11.1
	鮭川村	42,755	4,315	9.9
福島県	湯川村	25,208	3,207	7.9
	柳津町	47,757	3,538	13.5
	金山町	35,196	2,189	16.1
	昭和村	34,824	1,322	26.3
	鮫川村	37,016	3,577	10.3
	川内村	40,854	2,021	20.2
東北圏町村平均(町村)				15.0

※1 普代村の延床面積は、公共施設等総合管理計画に伴うヒアリング調査結果による、平成 28 年 3 月末時点集計値

※ 他自治体の延床面積は、公共施設状況調市町村経年比較表(平成 26 年度)による公表値

※ 類似団体：総務省「類似団体リスト」の 6-I-0：人口規模(0.0~0.5 万人)、産業構造の就業率(2次・3次が 80%未満により分類し、同じグループに属する自治体

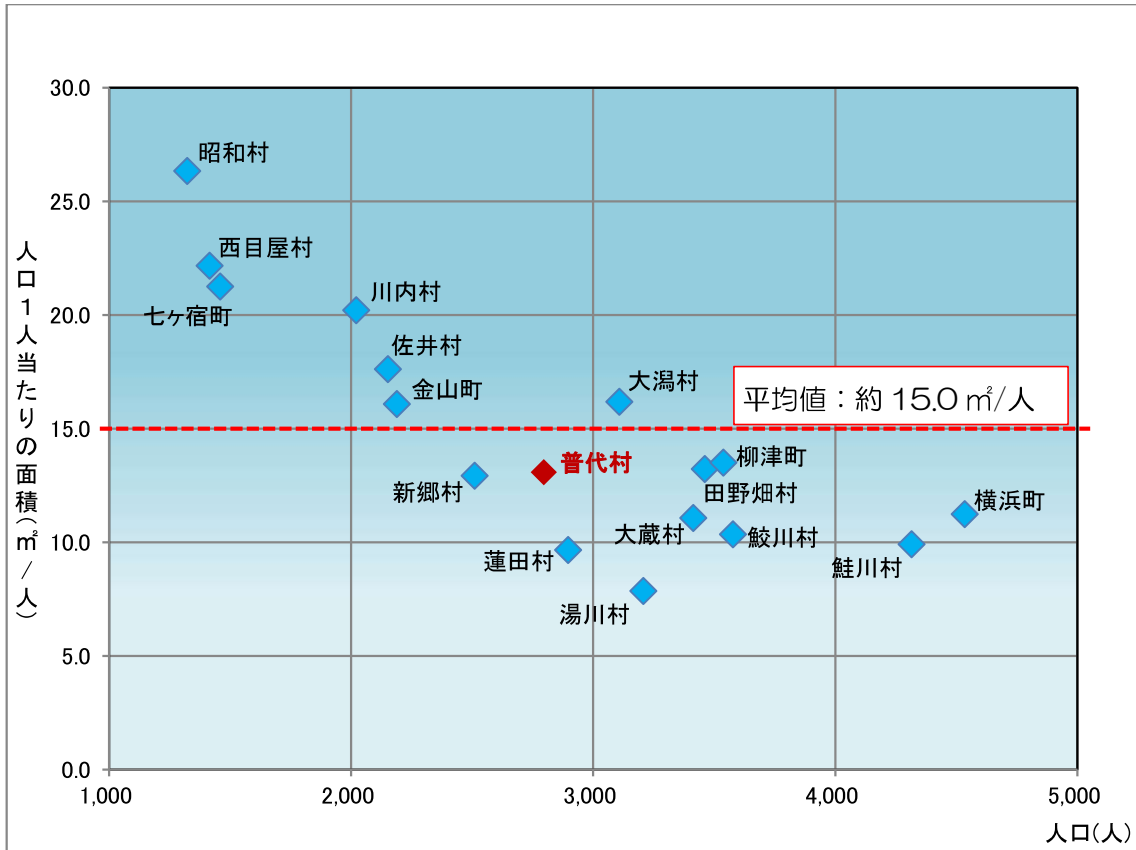


図 1.2.4 全国の類似団体の公共施設の面積比較

※人口は平成 27 年国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日)

※公共施設延床面積は公共施設状況調市町村経年比較表 (平成 26 年度)

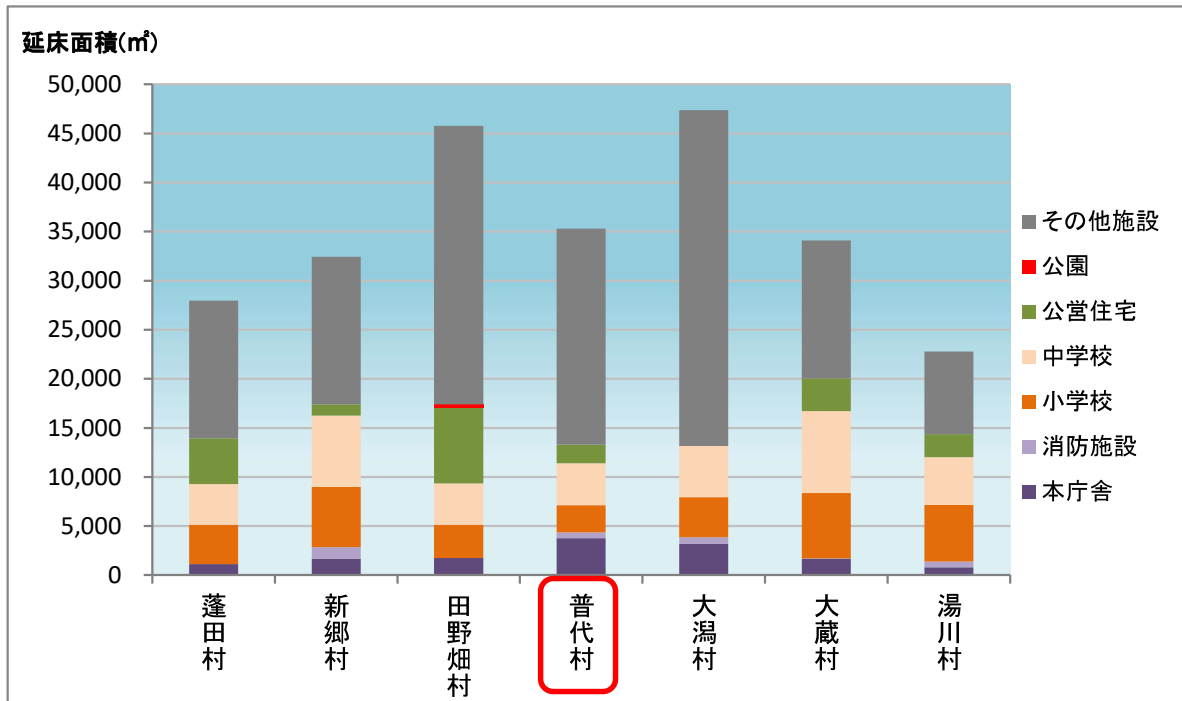


図 1.2.5 類似団体の公共施設の面積比較

※東北圏内の類似団体コードから更に、人口規模を 2,500~3,500 に限定した場合の延床面積

第1章 公共施設の現状

3. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

昭和53年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和56年(1981年)以前に建てられた施設は、全体の延床面積の約53.1%を占めています。

今後は大規模改修や建替えの必要性が集中してくるものと想定されます。

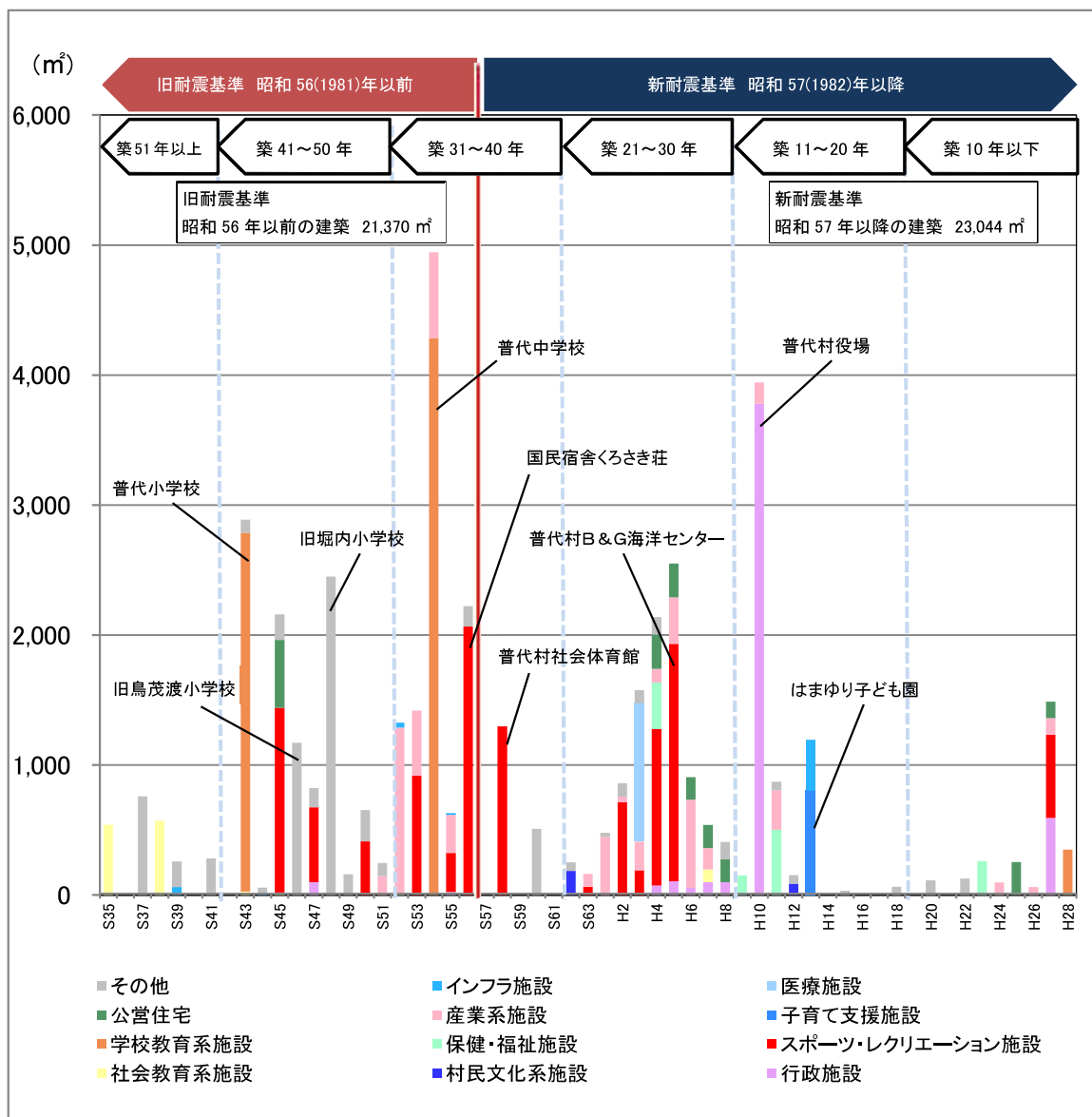


図 1.3.1 建築年別公共施設の延床面積

(2) 経過年数の状況

① 用途別施設の経過年数の状況(棟数)

築30年以上経過する公共施設は、棟数で全体の201棟のうち112棟(55.7%)を占めています。

表1.3.1 用途別施設の経過年数の状況(棟数)

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満	計
	棟数	割合(%)		
1 行政施設	2	1.0	10	12
2 村民文化系施設	0	0.0	3	3
3 社会教育系施設	5	2.5	1	6
4 スポーツ・レクリエーション施設	15	7.5	10	25
5 保健・福祉施設	0	0.0	4	4
6 学校教育系施設	8	4.0	1	9
7 子育て支援施設	0	0.0	1	1
8 産業系施設	12	6.0	22	34
9 公営住宅	16	8.0	18	34
10 医療施設	0	0.0	2	2
11 インフラ施設	7	3.5	1	8
12 その他	47	23.4	16	63
総計	112	55.7	89	201

表1.3.2 築30年以上を経過した公共施設の経過年数別棟数

施設の用途	築50～59年	築40～49年	築30～39年	計
1 行政施設	0	1	1	2
2 村民文化系施設	0	0	0	0
3 社会教育系施設	2	2	1	5
4 スポーツ・レクリエーション施設	0	3	12	15
5 保健・福祉施設	0	0	0	0
6 学校教育系施設	0	4	4	8
7 子育て支援施設	0	0	0	0
8 産業系施設	0	1	11	12
9 公営住宅	0	16	0	16
10 医療施設	0	0	0	0
11 インフラ施設	2	1	4	7
12 その他	12	31	4	47
総計	16	59	37	112

第1章 公共施設の現状

② 用途別施設の経過年数の状況(延床面積)

築30年以上経過する公共施設は、延床面積で全体の44,414㎡のうち、25,378㎡(57.1%)となっています。

表 1.3.3 用途別施設の経過年数の状況(延床面積 ㎡)

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満	計
	延床面積	割合(%)		
1 行政施設	124	0.3	4,806	4,930
2 村民文化系施設	0	0.0	272	272
3 社会教育系施設	1,168	2.6	97	1,265
4 スポーツ・レクリエーション施設	6,991	15.7	4,635	11,626
5 保健・福祉施設	0	0.0	1,273	1,273
6 学校教育系施設	7,046	15.9	349	7,395
7 子育て支援施設	0	0.0	804	804
8 産業系施設	2,880	6.5	2,876	5,757
9 公営住宅	522	1.2	1,434	1,956
10 医療施設	0	0.0	1,064	1,064
11 インフラ施設	121	0.3	390	511
12 その他	6,526	14.7	1,035	7,561
総計	25,378	57.1	19,037	44,414

表 1.3.4 築30年以上を経過した公共施設の経過年数別延床面積(㎡)

施設の用途	築50～59年	築40～49年	築30～39年	計
1 行政施設	0	99	25	124
2 村民文化系施設	0	0	0	0
3 社会教育系施設	1,114	46	8	1,168
4 スポーツ・レクリエーション施設	0	2,410	4,581	6,991
5 保健・福祉施設	0	0	0	0
6 学校教育系施設	0	2,761	4,285	7,046
7 子育て支援施設	0	0	0	0
8 産業系施設	0	145	2,735	2,880
9 公営住宅	0	522	0	522
10 医療施設	0	0	0	0
11 インフラ施設	61	8	51	121
12 その他	1,242	4,617	667	6,526
総計	2,417	10,608	12,353	25,378

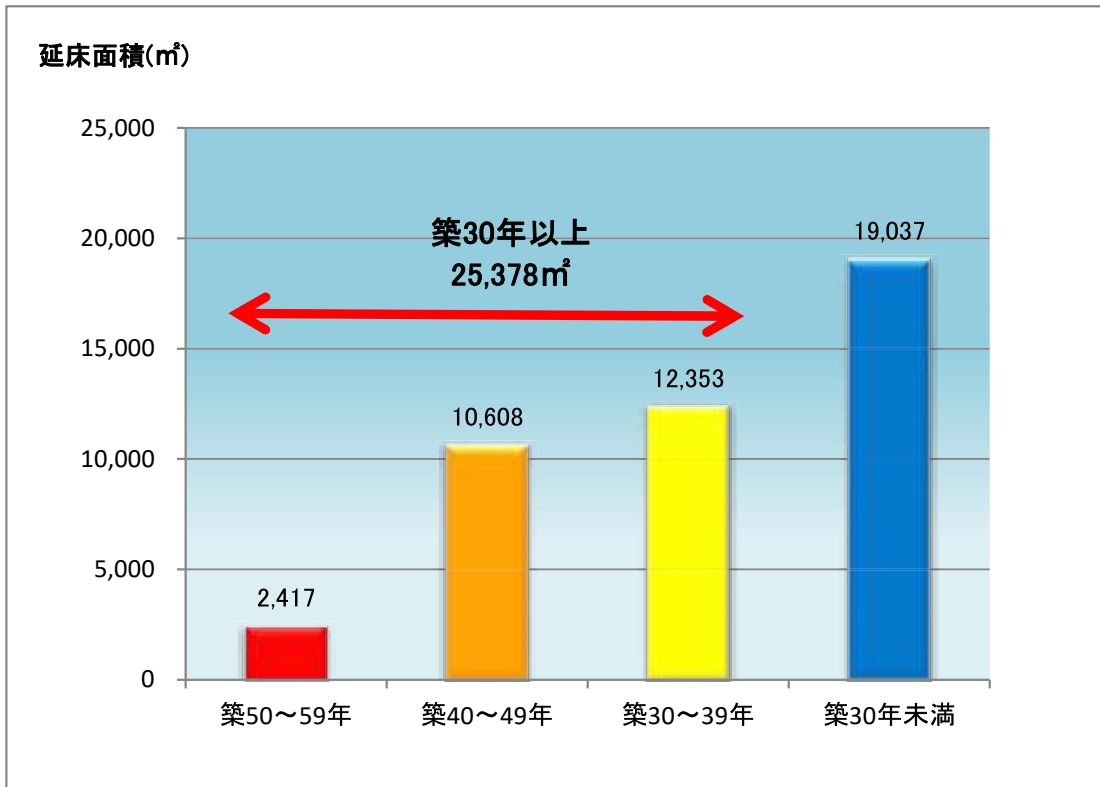


図 1. 3. 2 公共施設の経過年数別延床面積

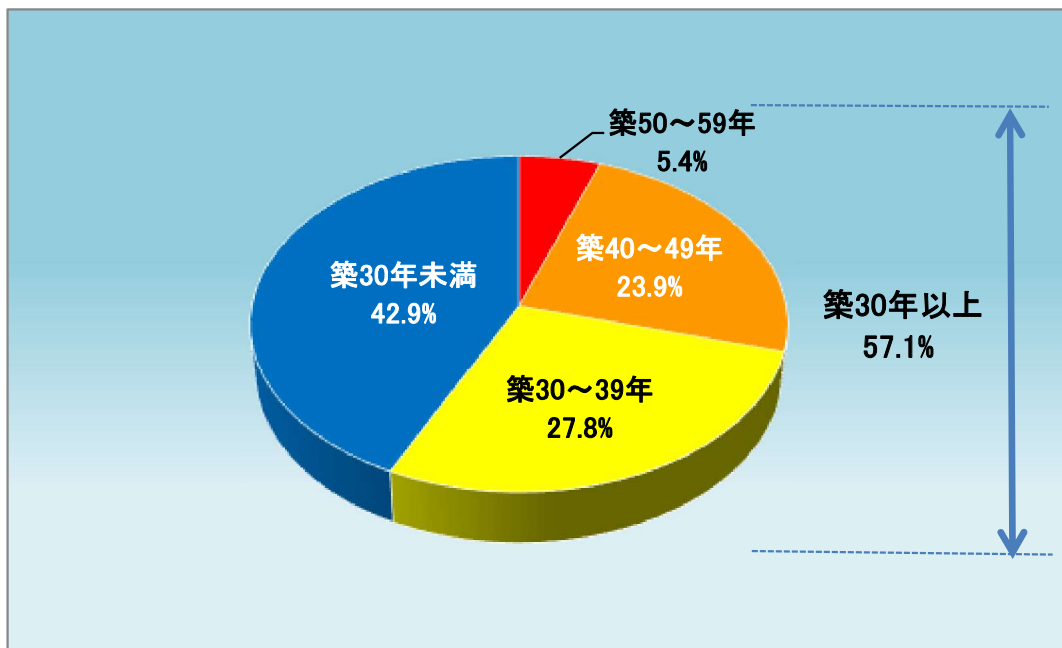


図 1. 3. 3 公共施設の経過年数別延床面積 (構成比)

第1章 公共施設の現状

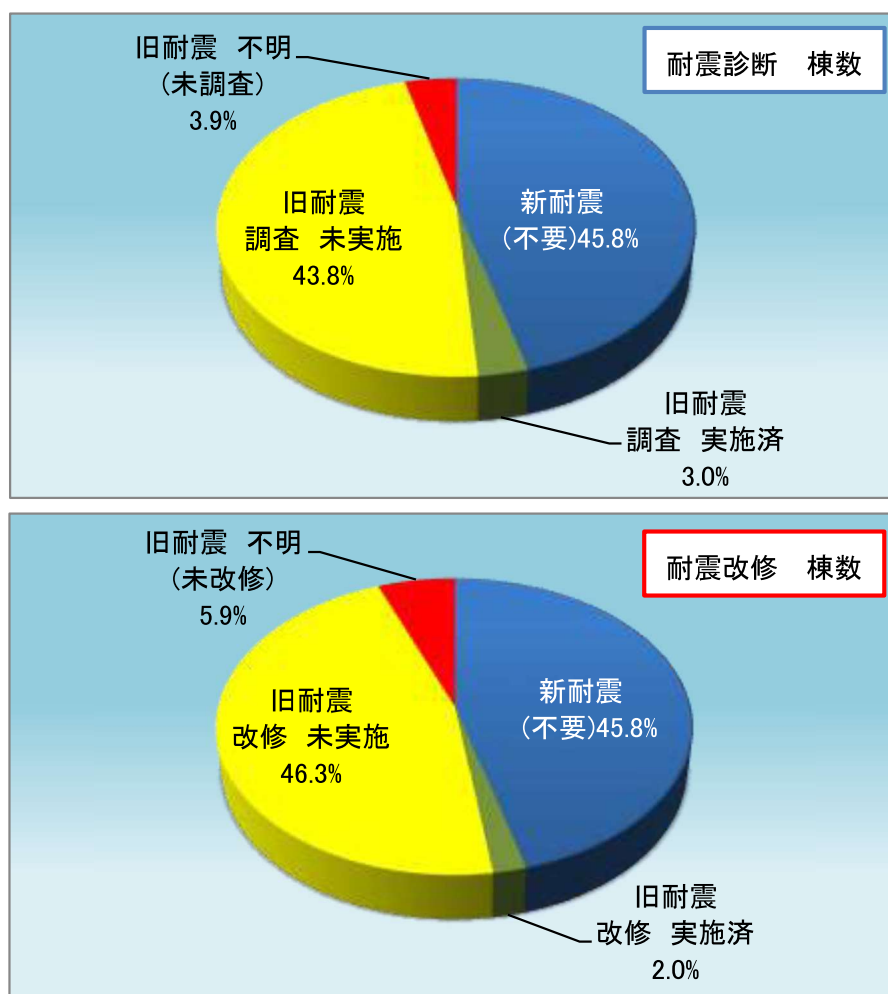
(3) 耐震改修の現況

本村の公共施設の耐震診断の状況は、旧耐震基準の施設のうち耐震診断を行っていない施設が103棟（未調査不明分を含む。）あります。

耐震改修の状況は、耐震改修が不要な施設と耐震改修実施済み施設を合わせて約47.8%で、残り公共施設の約52.2%が未実施または未調査です。

表 1.3.5 耐震診断・改修の状況

区分	耐震診断 棟数	割合(%)	耐震改修 棟数	割合(%)
新耐震(不要) 計	92	45.8	99	45.8
旧耐震 計	109	54.2	109	54.2
実施済み	6	3.0	4	2.0
未実施	95	47.3	93	46.3
不明(未調査)	8	3.9	12	5.9
建築年不明 計	0	0.0	0	0.0
総 計	201	100.0	201	100.0



※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。昭和56年以前建築を「旧耐震」、昭和57年以降建築を「新耐震」に分類しています。

図 1.3.4 耐震診断・改修の状況

4. インフラ資産の状況

インフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となります。

① 道路・橋りょうの整備状況

本村の道路・農道・林道の総延長は218,522m、総面積は986,974㎡となっています。
 自転車歩行者道の総延長は991m、総面積は2,467㎡となっています。
 橋りょうは52橋であり、総延長は3,871mとなっています。

② 上水道の整備状況

本村の上水道施設（簡易水道・飲料水供給施設）における管路の総延長は、66,318mが整備されています。

③ 下水道の整備状況

本村の下水道施設（漁業集落排水処理施設）における管路の総延長は、3,011mが整備されています。

④ 漁港の整備状況

本村の漁港は、外郭施設2,091m、係留施設658mが整備されています。

表 1.4.1 インフラ資産の状況

インフラ資産	区分	数量	
1 道路 (農道・林道含む)	延長	218,522	m
	面積	986,974	㎡
自転車歩行者道	延長	991	m
	面積	2,467	㎡
2 橋りょう	橋りょう数	52	橋
	面積	3,871	㎡
3 上水道(簡易水道・飲料水供給施設)	管路延長	66,318	m
4 下水道(漁業集落排水処理施設)	管路延長	3,011	m
5 漁港	外郭施設	2,091	m
	係留施設	658	m

(平成28年3月31日現在)

第 1 章 公共施設の現状



第2章 人口等の現況と将来の見通し

1. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本村の将来人口については、普代村人口ビジョン（平成28年3月策定。以下「村人口ビジョン」という。）によると、本村の人口・世帯数の状況は、平成27年（国勢調査人口）で人口2,795人となっています。人口は昭和40年の4,796人から年々減少しています。

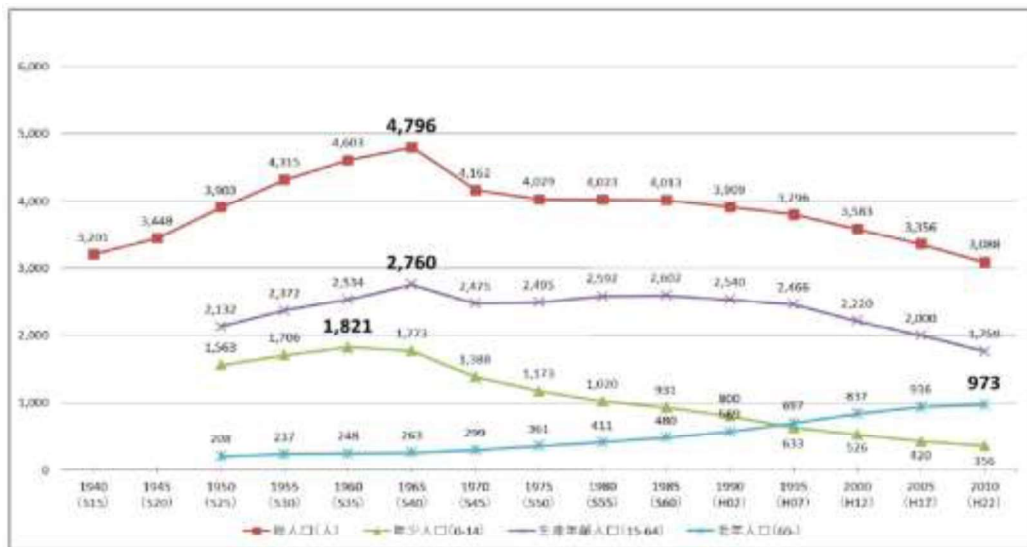


図 2.1.1 人口・年齢3階層人口の推移(村人口ビジョンより)

(2) 将来人口の推計

平成52年の人口は2,258人、平成22年比で830人減(26.8%減)と推計されています。また、年少人口は301人、生産年齢人口は1,080人、老年人口は877人と推計されています。

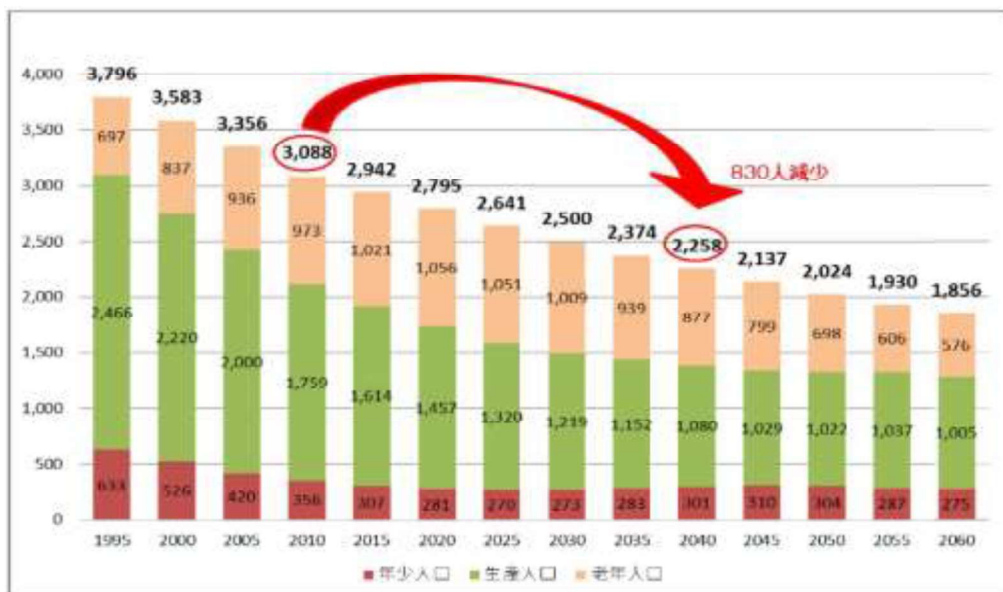


図 2.1.2 年齢3階層人口の将来推計(村人口ビジョンより)

第2章 人口等の現況と将来の見通し

2. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況

平成27年度の歳入は約33億円で、そのうち地方税は約2億円と全体の約6%に留まっています。また交付税は約16億円で歳入の約49%を占めており、いずれも平成17年以来ほぼ同様の金額で推移しています。

歳入の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測されており、高齢化が進行するなかで、今後地方税の減少が懸念されます。

表 2.2.1 歳入の推移（百万円）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	177	166	189	197	192	185	170	184	199	197	200
譲与税	65	72	51	50	47	45	44	42	42	40	37
交付税	1,433	1,412	1,444	1,502	1,514	1,567	2,066	2,156	1,652	1,495	1,645
国補助	67	61	339	348	319	720	1,253	1,006	689	194	282
県補助	179	106	91	88	112	142	393	312	295	315	242
地方債	228	222	206	186	236	331	692	211	254	257	513
その他	230	317	285	229	413	292	592	1,740	1,548	522	422
歳入計	2,379	2,357	2,606	2,601	2,833	3,282	5,210	5,651	4,679	3,020	3,341

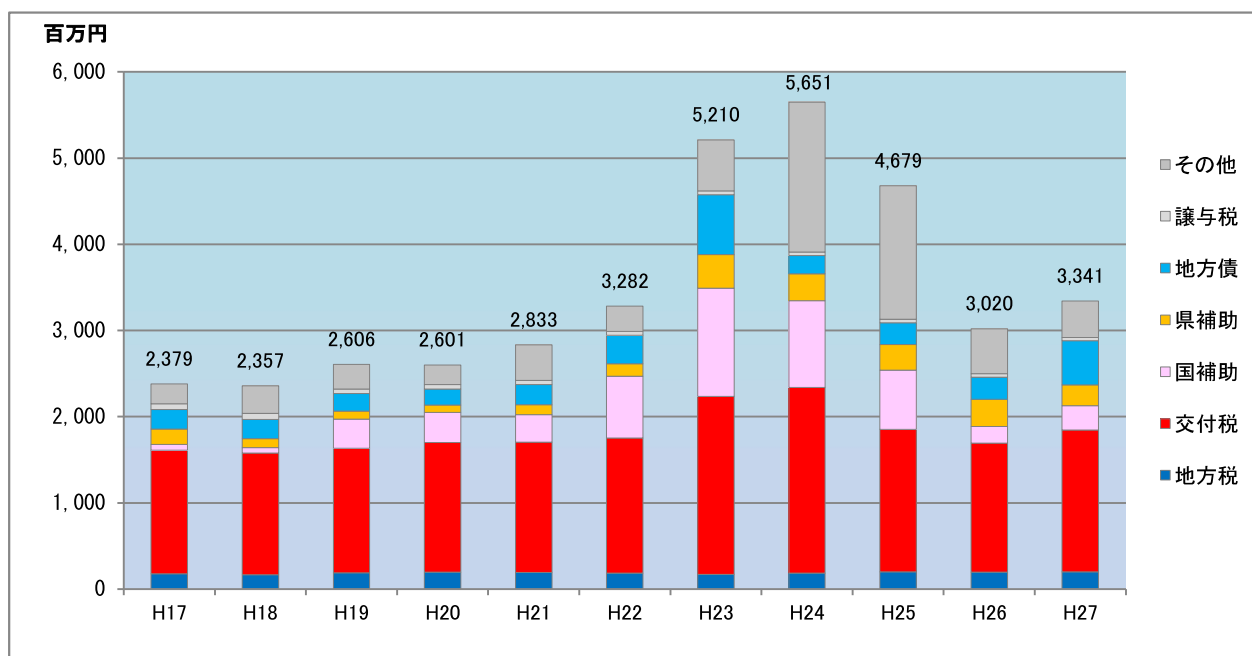


図 2.2.1 歳入の推移（百万円）

(2) 歳出の状況

平成27年度の歳出は約30億円であり、前年度と比較すると、普通建設事業費や公債費等の増加により前年より増加となっています。また扶助費は約1.6億円で全体の約5%を占めています。

今後は高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加に伴い、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれます。

表 2.2.2 歳出の推移（百万円）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	562	535	507	478	476	480	426	456	423	403	395
物件費	270	283	271	263	278	308	337	574	348	406	443
維補費	18	21	20	22	32	40	34	36	60	36	36
扶助費	90	84	105	114	118	146	193	163	161	151	160
補助費	275	262	263	326	265	276	279	299	302	327	327
公債費	548	513	490	465	435	408	397	387	376	370	425
繰出金	166	214	231	244	237	286	223	199	208	208	248
普建費	22	249	189	217	621	878	849	329	568	594	985
その他	399	147	487	279	291	400	1,901	2,090	1,966	366	0
歳出計	2,350	2,308	2,562	2,408	2,753	3,222	4,640	4,534	4,411	2,862	3,020

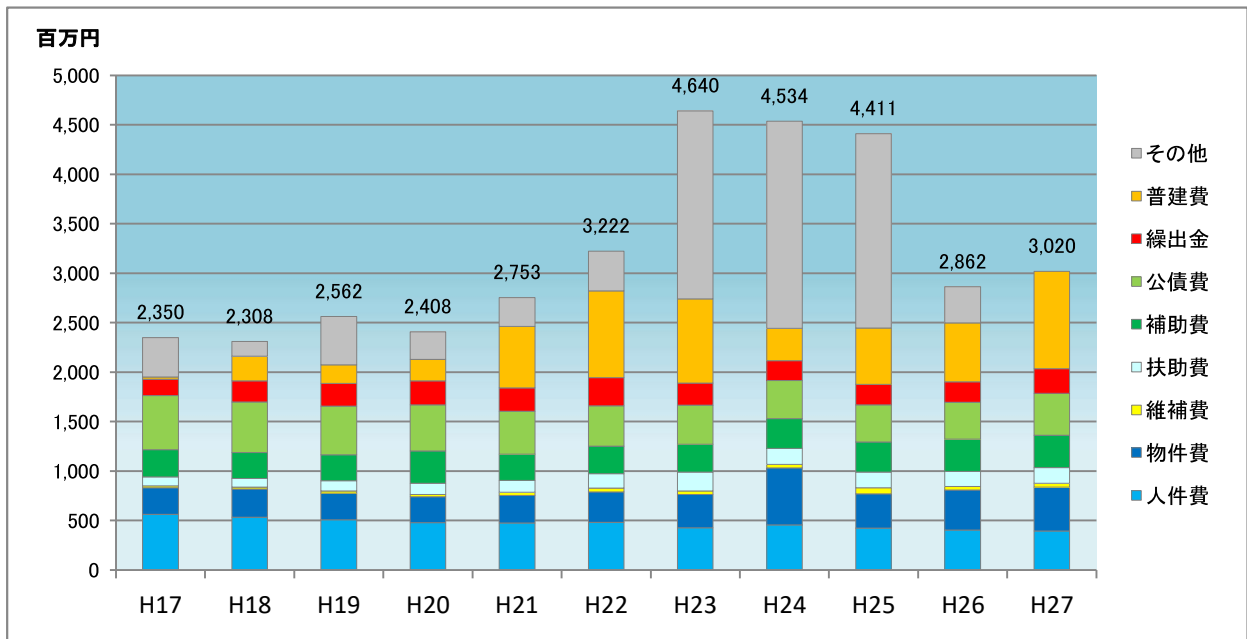


図 2.2.2 歳出の推移（百万円）

第2章 人口等の現況と将来の見通し

(3) 財政指標の状況

本村の財政指標の状況について、下記に財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

表 2.2.3 財政力指数の推移

財政指標	市町村	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財政力指数	普代村	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.14	0.14
	岩手県平均	0.35	0.33	0.32	0.32	0.32	0.33	0.34
経常収支比率	普代村	84.20	82.50	85.90	90.00	84.30	89.60	89.10
	岩手県平均	88.60	84.00	87.60	86.80	87.50	88.80	89.40
実質公債費比率	普代村	18.20	16.00	15.20	14.50	13.80	12.30	11.70
	岩手県平均	16.10	15.00	14.20	13.70	13.20	12.40	11.80
将来負担比率	普代村	90.40	63.40	82.00	41.50	16.30	-	3.30
	岩手県平均		119.00	102.90	82.70	74.10	67.00	66.10

①財政力指数 ※1

財政力指数は平成21年度以降ほぼ横ばいです。また岩手県市町村平均より0.20前後低い値での推移が続いています。

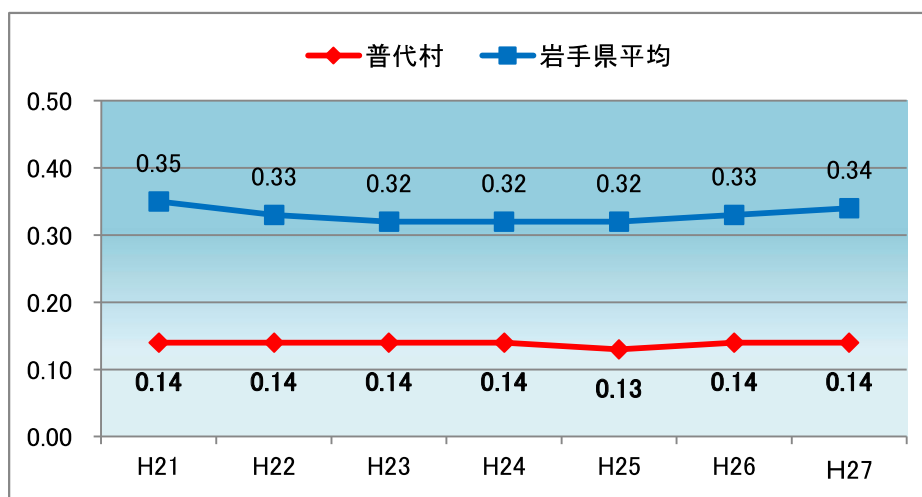


図 2.2.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となる。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3か年の平均値です。

②経常収支比率 ※2

平成22年度から平成24年度まで上昇し、平成25年度に一旦下降するものの、平成26年に再び上昇しています。安定的に比率を下げる必要があります。

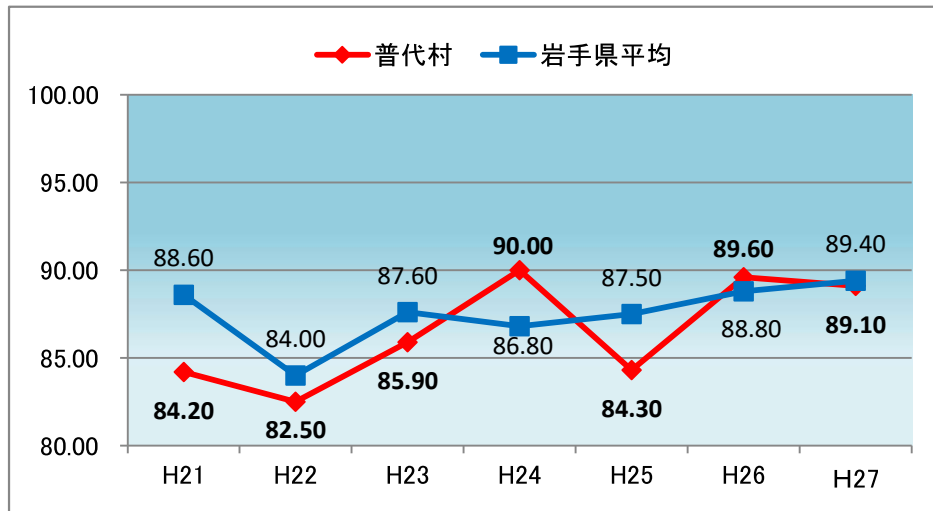


図 2.2.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

③実質公債費比率 ※3

岩手県市町村平均をやや上回っていましたが、減少傾向が引き、平成26年度に下回りました。

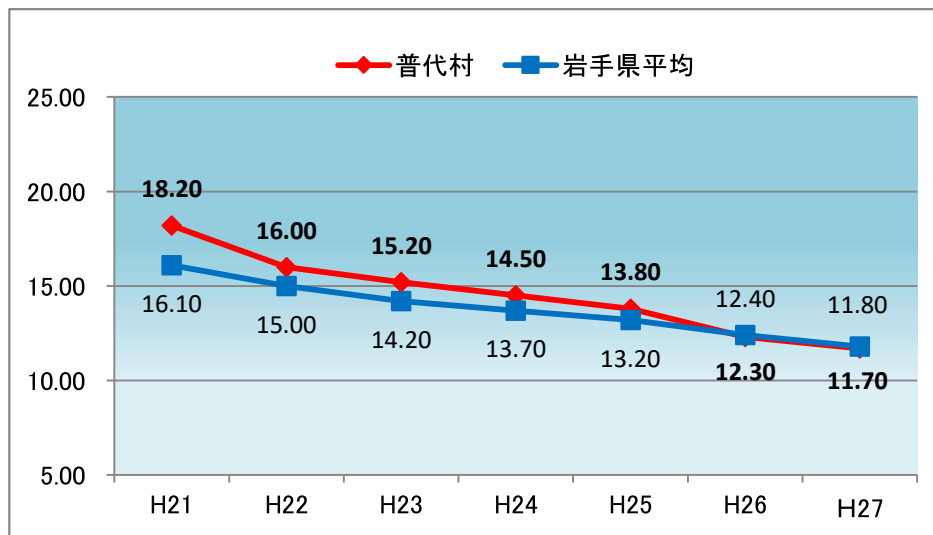


図 2.2.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。

第2章 人口等の現況と将来の見通し

④将来負担比率 ※4

平成23年度以降は下降が続いています。岩手県市町村平均よりも減少傾向にあります。

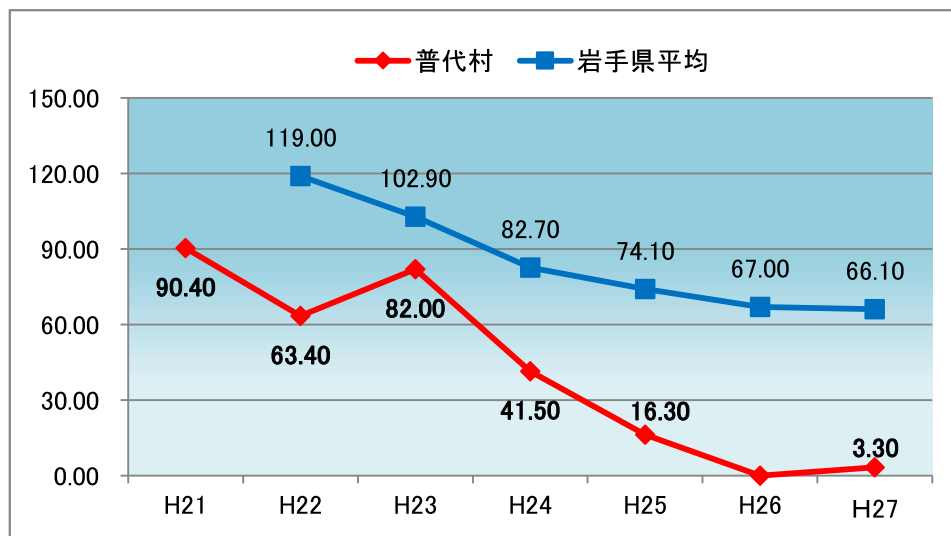


図 2.2.6 将来負担比率の推移

※4 一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画の試算には、総務省所管の財団法人自治総合センターが公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」及び財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の提供する「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」に基づき試算します。

(1) 公共施設の更新の考え方

■更新時期

耐用年数を60年と設定します。建替え時は費用を3年間に分割します。

■大規模改修

耐用年数の1/2（30年）を経過した時点で大規模改修を行い、その後30年で建替えを行う設定とします。改修時の費用は2年間に分割します。

既に建築後30年を経過している施設の大規模改修積み残し費用は、当初10年間に分割します。

■更新・大規模改修後の施設面積、再調達価格

現在の施設面積と同一の施設を再整備すると設定します。物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視します。

■更新単価

分類	大規模改修単価	更新単価
行政施設、村民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設	25.0万円/㎡	40.0万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、インフラ施設、その他	20.0万円/㎡	36.0万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	17.0万円/㎡	33.0万円/㎡
公営住宅	17.0万円/㎡	28.0万円/㎡

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

(2) インフラ資産の更新の考え方

①道路の考え方

- 耐用年数を15年と設定します。
- 総面積を耐用年数の15年で割った面積(1/15)を毎年更新すると仮定します。
- 更新単価

区分	種別	単価
道路	一般道路	4.7万円/㎡
	自転車歩行者道	2.7万円/㎡

②橋りょうの考え方

- 耐用年数を60年と設定します。
- 現状が鋼橋の橋りょうについてはそのまま鋼橋で更新し、それ以外の橋りょうについては、PC橋にて更新すると仮定します。
- 更新単価

区分	種別	単価
橋りょう	鋼橋	50.0万円/㎡
	PC橋、RC橋、石橋、その他	42.5万円/㎡

③上水道の考え方

- 耐用年数を40年と設定します。
- 更新単価

区分	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	300mm未満	10.0万円/m
	150mm未満	9.7万円/m
上水道 配水管	150mm～200mm未満	10.0万円/m

④下水道の考え方

- 耐用年数を50年と設定します。
- 更新単価

区分	管径	単価
下水道	250mm未満	6.1万円/m
	251～500mm未満	11.6万円/m

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

(3) 公共施設等（公共施設、インフラ資産）の投資的経費と中長期的な経費の見込み

① 公共施設等の投資的経費の状況

村決算データによると、平成27年度の公共施設等の投資的経費は、約6.2億円となっています。

投資的経費の最近5か年の平均は約3.1億円であり、うち既存更新分が約49%を占めています。今後、40～50年間で建物の更新時期を迎えることから、投資的経費への負担が増えますが、扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当できる財源の確保はますます厳しくなるものと見込まれます。

本村の財政の状況について、表3.1.1及び図3.1.1に公共施設等の投資的経費の推移を示しています。

表3.1.1 投資的経費の推移（千円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成23(2011)年	163,768	98,779	0	262,547
平成24(2012)年	137,219	35,045	319	172,583
平成25(2013)年	168,826	1,764	5,904	176,494
平成26(2014)年	56,939	271,843	0	328,782
平成27(2015)年	241,316	381,866	84	623,266
5カ年平均	153,614	157,859	1,261	312,734

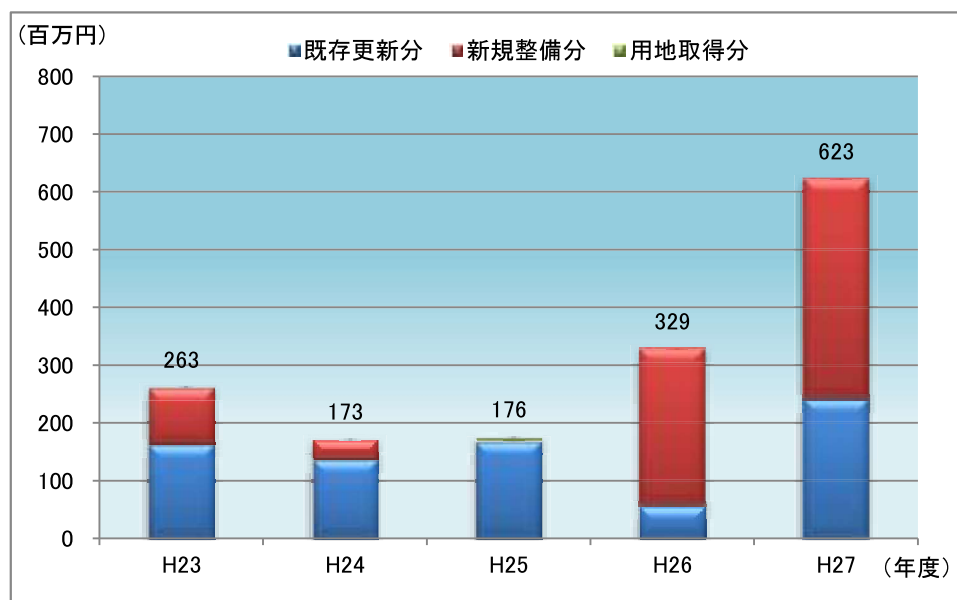


図3.1.1 投資的経費の推移

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

② 公共施設等（公共施設、インフラ資産）の投資的経費と中長期的な経費の見込み

現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合に、今後40年間の更新等にかかる費用の見込み額を試算しました。

【試算基準年 平成28年度】

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均3.1億円

○年更新費用：10.1億円（40年間総額402.1億円／40年間）

○年平均＝3.1億円 － 10.1億円＝ 7.0億円不足

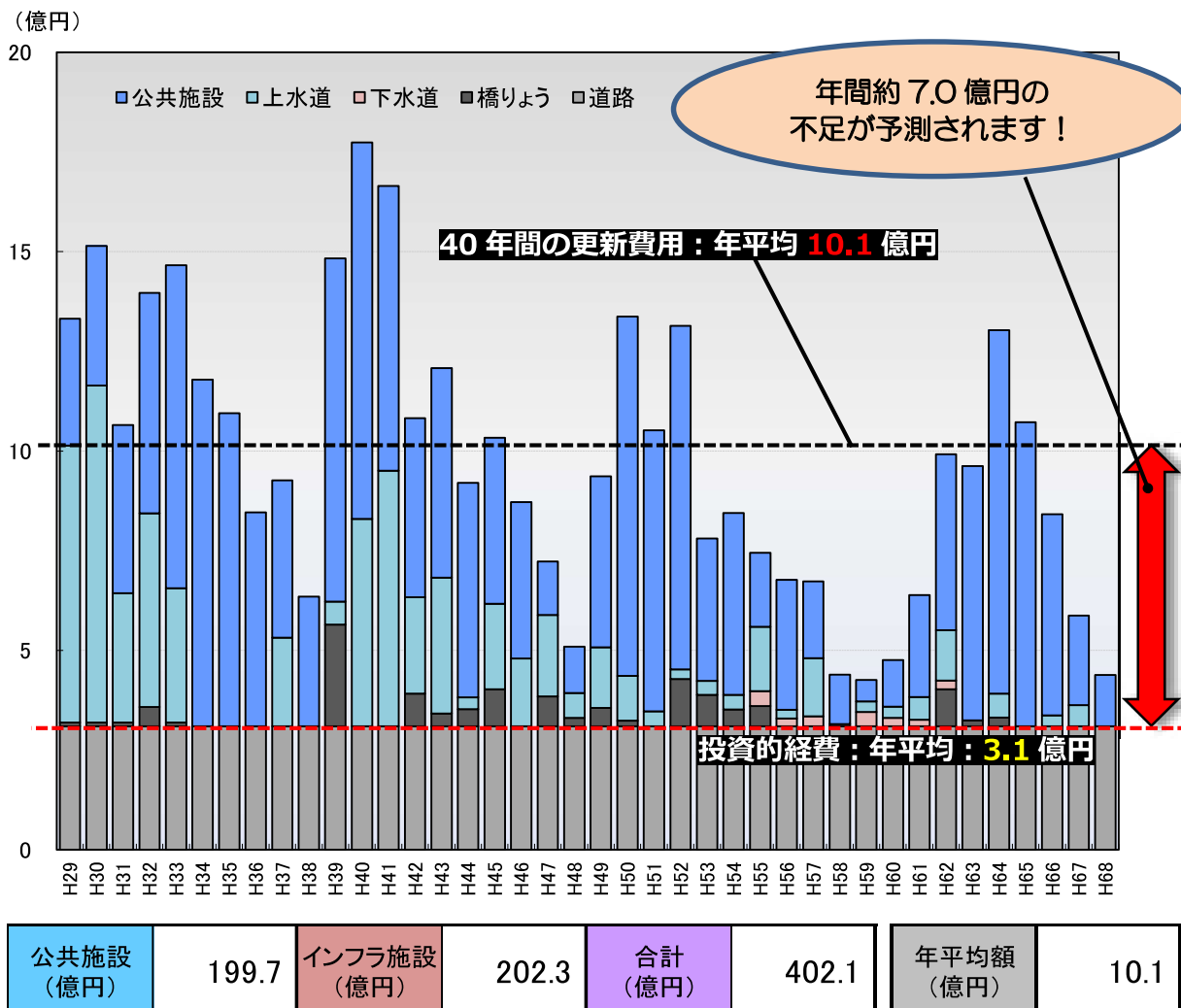


図 3.1.2 今後40年間に要する中長期的な経費

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

表 3.1.2 今後40年間に於ける改修・更新等にかかる将来費用試算結果（億円）

期間 公共施設等	当初10年間 (H29~38)	11~20年目 (H39~48)	21~30年目 (H49~58)	31~40年目 (H59~68)	合計	年間 平均
公共施設	59.5	52.7	47.1	40.5	199.7	5.0
道路	31.0	31.0	31.0	31.0	123.9	3.1
橋りょう	0.9	6.0	3.5	1.3	11.6	0.3
上水道	29.1	24.8	7.3	3.8	65.0	1.6
下水道	0.1 未満	0.1 未満	0.9	1.0	1.8	0.1 未満
合計	120.4	114.5	89.7	77.5	402.1	10.1

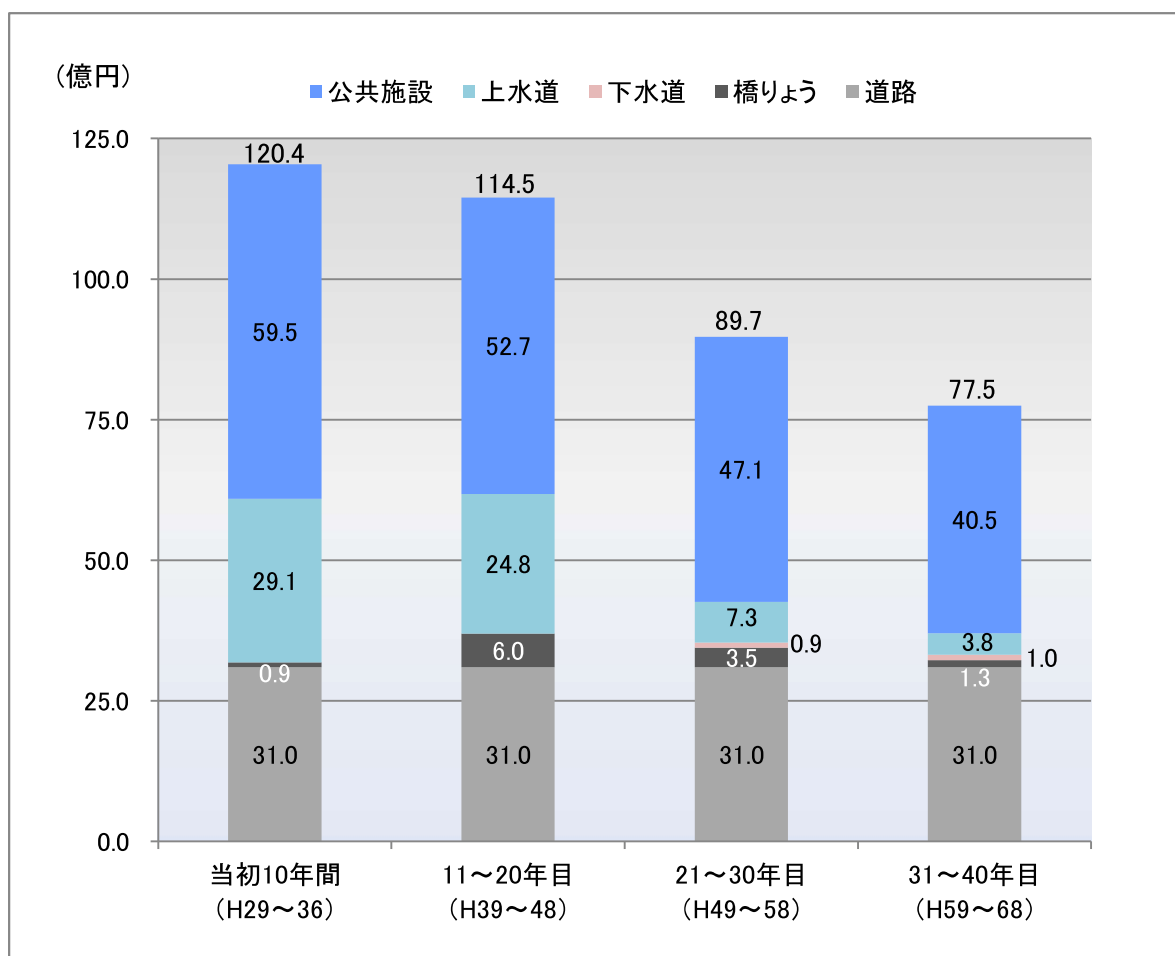


図 3.1.3 今後40年間に於ける改修・更新等にかかる将来費用試算結果

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

① 公共施設等の大規模改修・建替え等への対応

本村の公共施設は、築30年以上経過した建物施設が57.1%を超えます。今後多くの公共施設の老朽化に直面することとなり、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続していくことは困難です。

このような状況を回避するには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等にかかる費用の年度毎の支出を平準化したり、施設の長寿命化を図るなど、全体的な費用を抑えることが重要です。

そのため、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

本村の人口は、平成27年の2,795人(国勢調査の結果による平成27年10月1日現在)から平成52年には2,258人へ減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が進行しています。

そのため人口構成の大きな転換に伴う村民のニーズへの変化に対応した適正な公共施設の総量や機能の再編成を検討していく必要があります。

③ 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い村税収入の減少や、少子・高齢化に伴う扶助費等の負担の増加により、公共施設等の維持管理のための財源確保は、ますます厳しくなるものと予測されます。

公共施設等の投資的経費と中長期的な経費の見込みにおいて、投資的経費の実績値が年間約3.1億円であるのに対し、今後40年間では年平均で約10.1億円の費用が必要になるものと試算されています。

より厳しくなる財政状況の中で、公共施設等の効率的な維持管理や、民間企業との連携など事業の効率化に取り組み、機能の維持を図っていく必要があります。

(2) 計画期間

本計画は、計画期間を10年(平成29年度～38年度)とし、必要に応じて適時見直しを図るものとします。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成など地域の特性や村民ニーズに対応しながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境の維持、継続を図っていきます。

(1) 供給・品質・財務に関する基本方針（3つの視点）

以下の供給・品質・財務に関する視点により、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

このことにより、今後40年間の公共施設の将来更新費用を約60%（約6億円/年）削減することを目指します。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 供給に関する基本方針

将来の人口動向やそれに伴う市民ニーズを踏まえ、効率的かつ最適な公共施設等の配置を行い、「**施設の総量を適正化**」を推進します。

② 品質に関する基本方針

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続する施設については、予防保全や長寿命化などの計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め「**既存施設の有効活用**」を図ります。

③ 財務に関する基本方針

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、財政負担の軽減を図り、「**効率的な管理・運営**」を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(2) 施設用途ごとの基本方針

これまで整理した公共施設等の現状及び課題等、公共施設等の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、用途ごとの将来の公共施設等の基本方針を表4.2.1に示します。

表 4.2.1 将来の公共施設等の基本方針

【公共施設】

施設用途	現状及び課題等(平成27年度現在)	村の基本方針(案) (将来の施設利用検討)
1 行政施設	<ul style="list-style-type: none"> 行政施設の延床面積は 4,930 m²であり、建物施設のうち 11.1%を占めます。 行政施設で築 30 年以上経過した施設は 124 m²あり、建物施設のうち 0.3%を占めています。 最も古い建物: 消防会館(1972 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。 いずれも村民生活に必要な施設で効率的な維持管理・運営を推進します。
2 村民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> 村民文化系施設の延床面積は 272 m²であり、建物施設のうち 0.6%を占めます。 村民文化系施設で築 30 年以上が経過した施設はありません。 最も古い建物: 芦渡地区・落合地区多目的集会施設(1987 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。
3 社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育系施設の延床面積は 1,265 m²であり、建物施設のうち 2.8%を占めます。 社会教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 1,168 m²あり、建物施設のうち 2.6%を占めています。 最も古い建物: 旧庁舎(1960 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 建築年代の古い施設については点検等を強化し長寿命化や予防保全を図ります。 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。
4 スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション施設の延床面積は 11,626 m²であり、建物施設のうち 26.2%を占めます。 スポーツ・レクリエーション施設で築 30 年以上が経過した施設は 6,991 m²あり、建物施設のうち 15.7%を占めています。 最も古い建物: 国民宿舍くろさき荘(1970 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

施設用途	現状及び課題等(平成27年度現在)	村の基本方針(案) (将来の施設利用検討)
5 保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉施設の延床面積は 1,273 m²であり、建物施設のうち 2.9%を占めます。 ・保健・福祉施設で築 30 年以上が経過した施設はありません。 ・最も古い建物: 普代デイサービスセンター(1992 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ・村民ニーズを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。
6 学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育系施設の延床面積は 7,395 m²であり、建物施設のうち 16.6%を占めます。 ・学校教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 7,046 m²あり、建物施設のうち 15.9%を占めています。 ・最も古い建物: 普代小学校(1968 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。 ・小・中学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、今後の施設のあり方を検討します。
7 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設の延床面積は 804 m²であり、建物施設のうち 1.8%を占めます。 ・子育て支援施設で築 30 年以上が経過した施設はありません。 ・最も古い建物: はまゆり子ども園(2001 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内1カ所の施設であり必要な施設であることから、効率的な維持管理・運営、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進します。
8 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・産業系施設の延床面積は 5,757 m²であり、建物施設のうち 13.0%を占めます。 ・産業系施設で築 30 年以上が経過した施設は 2,880 m²あり、建物施設のうち 6.5%を占めています。 ・最も古い建物: 茂市レストハウス(1976 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討し効率的な維持管理・運営を推進します。 ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
9 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の延床面積は 2,021 m²であり、建物施設のうち 4.5%を占めます。 ・公営住宅で築 30 年以上が経過した施設は 522 m²あり、建物施設のうち 1.2%を占めています。 ・最も古い建物: 南浜住宅(1970 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・普代村公営住宅等長寿命化修繕計画に則り、公営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ・点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
10 医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の延床面積は 1,064 m²であり、建物施設のうち 2.4%を占めます。 ・医療施設で築 30 年以上が経過した施設はありません。 ・最も古い建物: 歯科診療所(1991 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内1カ所の施設であり必要な施設であることから、効率的な維持管理・運営、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

施設用途	現状及び課題等(平成27年度現在)	村の基本方針(案) (将来の施設利用検討)
11 インフラ 施設(漁業 集落排水 処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設の延床面積は 511 m²であり、建物施設のうち 1.1%を占めます。 ・インフラ施設で築30年以上が経過した施設は 121 m²あり、建物施設のうち 0.3%をしめています。 ・最も古い建物: 普代村漁業集落排水処理施設(2001年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民生活に必要な施設で予防保全に努め、効率的な維持管理・運営、推進します。
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の延床面積は 7,496 m²であり、建物施設のうち 16.9%を占めます。 ・その他で築30年以上が経過した施設は 6,526 m²あり、建物施設のうち 14.7%を占めています。 ・最も古い建物: 旧黒崎小学校、黒崎小学校教職員住宅、学校教職員住宅、(1962年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ・普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性を含め今後の使用方法を検討します。 ・廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。

【インフラ資産】

13 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・総延長は 218,522mです。 ・総面積は 986,974 m²です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断の充実を図るとともに、効率的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。
14 橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・総数は 52 橋です。 ・総面積は 3,871 m²です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な定期点検を実施し、健全性、安全性を確保します。 ・普代村橋梁長寿命化修繕計画に則り、計画的な予防保全型の維持管理、修繕及び耐震化を行います。
15 上水道 (簡易水道・ 飲料水供給 施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道(簡易水道)の管路の総延長は 66,318mです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ・普代村簡易水道基本計画等を踏まえ、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。 ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

施設用途	現状及び課題等(平成27年度現在)	村の基本方針(案) (将来の施設利用検討)
16 下水道 (漁業集落排水処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 下水(漁業集落排水処理施設)管路延長の総延長は3,011mです。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。
17 漁港	<ul style="list-style-type: none"> 外郭施設の総延長は2,092mです。 係留施設の総延長は658mです。 	<ul style="list-style-type: none"> 村営沢漁港、白井漁港、黒崎漁港の3港の漁港施設については、個別施設計画に該当する機能保全計画を策定した後、順次老朽化対策を実施します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

3. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 点検・診断等の実施方針

① 定期的な点検・診断の実施

庁内の点検実施体制を構築し、中長期的なコスト削減・財政負担の平準化に向けて、統一的な点検・診断基準に基づきながら定期的な点検・診断に取り組みます。

② 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築

施設特性に応じた合理的な点検・診断方法の検討を進め、具体的な方法や頻度、外部委託や地域住民との協働を含めた実施体制などについて精査し、継続的に実施可能な点検・診断体系を構築します。

③ 点検・診断結果の一元管理の推進

維持管理の効率化・高度化に向けて、施設台帳や点検・診断結果等の情報の蓄積や活用に取り組み、情報の一元管理を推進します。

また、公共施設の建設時期から経過年月によって、旧耐震基準、新耐震基準（前期）、新耐震基準（後期）の建築物に3分類し、それぞれの分類ごとに点検・診断の実施方針を整理します。

ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性の確保が重要です。そのため、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留意して点検・診断を行います。

イ) 新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する（昭和50年代）施設は、既に大規模改修の実施時期を迎えており、詳細に劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理により大規模改修の実施を検討します。

ウ) 新耐震基準（後期）

建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されることから、今後、長期使用を前提とし、日常点検、定期点検の実施により、継続的な施設状況の把握に努め、建築後15年を目安に詳細な劣化調査・診断等を実施します。

表 4.3.1 公共施設の建設時期による分類

建築物の分類	要件
旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後35年以上が経過している施設とする。
新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合し、昭和57年から平成10年までに建築された施設で、建築後18年から34年経過した施設とする。
新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、平成11年以降に建築された施設で、建築後17年以内の施設とする。

(注) 改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル(国土交通省)参照

大規模改修の一つでもある外壁及び屋根防水の修繕周期は、建設後概ね10年～15年が目安とされていることから、建築後17年以内の施設は「新耐震基準(後期)」とし、18年以上経過した建築物を「新耐震基準(前期)」と設定した。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 予防保全的な維持管理の実施

維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理・修繕費を削減するとともに、点検・修繕、小規模改修等による予防保全を重視しながら、建物寿命を延命化し建替え等に係る負担を軽減します。

② 新設・更新時におけるライフサイクルコストの縮減

施設の新設・更新の際には、省エネルギー対策や日常的な点検・小修繕等の維持管理の容易性に配慮した構造や仕様、耐久性材料等を採用することによりライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、中長期的な視点に立ち財政負担の平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

① 公共施設等の安全確保

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、危険性が認められた場合は、供用停止などの緊急措置を講じます。また、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施するなど、安全確保に万全を期します。

② 用途を廃止した施設の適切な管理

用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努めます。早急な除却が困難な施設については、防護柵の設置等による立入禁止措置や定期的な見回りにより、安全の確保に十分配慮するなど適切な管理に取り組みます。

(4) 耐震化の実施方針

① 耐震改修促進計画等の推進

多くの住民が利用する公共施設については、着実に耐震化を推進します。また、インフラ資産についても、耐震対策の必要性を把握したうえ、施設特性に応じた取組の優先度を設定し、計画的な対策の推進に取り組めます。

② 効率的な対策実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することによりコスト縮減を図るなど、大規模修繕等の機会を捉えた効率的な対策を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

① 公共施設の長寿命化

公共施設（建物）は、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

用途廃止する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

② インフラ資産の長寿命化

インフラ資産は、定期的な点検、個別の長寿命化計画などに基づき、耐久性、耐震性、効率性などを検討し、長期的な安全性を向上させるとともに、計画的な予防保全型の維持管理、修繕を行い、長寿命化を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(6) 統合や廃止の推進方針

① 公共施設の統廃合や縮小

人口減少や生活スタイルの変化に伴って、公共施設のあり方も対応が求められることから、施設の耐用年数、利用状況、運営状況、維持管理コスト等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等に取り組みます。

② 統廃合により生じる施設の活用

公共施設の統廃合や規模縮小に伴って発生する空き施設については、公的な他の用途として利活用を検討するほか、必要に応じて民間への売却や賃貸などにより有効活用を推進します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 住民協働、民間活力の導入

住民の身近な公共施設等については、維持管理の担い手としての役割が期待される地域住民等との協働を推進します。広く村民が利用する公共施設については、民間の技術やノウハウを活用する指定管理者制度を実施し、運営の効率化とサービスの向上を図ります。

② 施設管理者の技術力向上

各施設の管理者に対する定期的な技術研修会、連携会議の開催など、技術支援体制を構築し、施設管理者の技術力を高めます。

(8) 取組み体制

① 一元的な推進体制の構築

行政職員自らが公共施設の長寿命化やライフサイクルコスト削減のための知識・技術を身につけるよう研修、啓発に取り組みます。

また、部局横断的な情報共有や調整、計画の進捗管理を行うため、公共施設等の適正な管理に向けた庁内の一元的な推進体制を構築します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(9) フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、以下の手順で実施します。

①計画 (Plan)

村の上位・関連計画との整合に留意して、『普代村公共施設等総合管理計画』を策定します。

②実施 (Do)

公共施設等総合管理計画に基づき、庁内横断的に『施設の維持・管理』を実施します。

③検証 (Check)

供給、品質、財務の観点から『検証』を実施します。

④改善 (Action)

検証結果で、機能の低下や利用者の減少傾向がある場合は『改善』を実施（利用料の改善、運営費用の削減、機能更新、統廃合等）します。

⑤計画 (Plan)

評価内容に従い公共施設等総合管理計画の「見直し」を実施します。

以下、P → D → C → A と繰り返します。

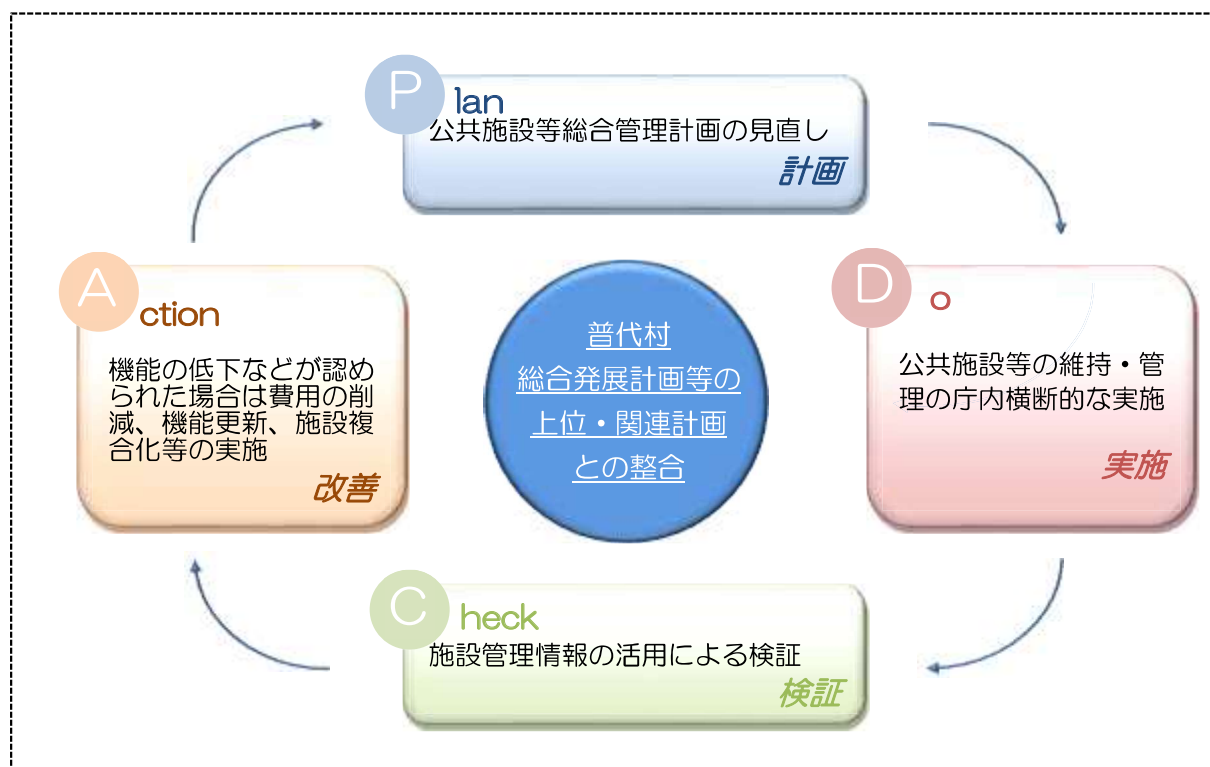


図 4.5.2 フォローアップの実施方針のイメージ

普代村公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

【この計画に関するお問合せ先】

普代村総務課

岩手県下閉伊郡普代村第 9 地割字銅屋 13 番地 2

電話 : 0194-35-2111 (代表)

FAX : 0194-35-3017 (代表)

E-mail : fudai@vill.fudai.iwate.jp (代表)